

太子町新行政改革大綱(第 4 次) (案)

太 子 町

はじめに

めまぐるしく変化する現在の社会情勢において、これまで機能してきた行政手法に対して困難な問題が数多く生じるなど、行政システムの転換期を迎えるとともに、住民ニーズの高度・多様化による行政需要の高まりが行政の肥大化を招いており、行政が果たすべき役割を見つめ直す時期がきています。

これまで、太子町では時代に応じた行財政改革の推進を図り、直近の「太子町新行政改革大綱(第3次)」に基づく実施計画では、事務の効率化をはじめとした自主財源の確保、職員定数及び人件費等の適正化、組織等の見直しなどの取り組みを着実に進め、一定の成果をあげてきたところです。

しかしながら、本町の将来的な財政見通しは、地方分権や三位一体改革、また、町内に立地している家電メーカー工場の規模が縮小されたことなどにより、歳入面で減少または横ばいと予想される一方、歳出面では、これまで進めてきた基盤整備等による起債償還のピークを迎えるとともに、少子高齢化の進行等による社会保障費等の確実な増加が見込まれ、非常に厳しい財政状況が続いていくと予想されています。

このような厳しい現実を直視し、このたび策定する「太子町新行政改革大綱(第4次)」に基づく実施計画では、自主財源の確保に努め、最少の経費で最大の行政効果を得るスリムで効率的な行政運営の推進を図ることを最優先課題とし、行政評価等の手法を用いて各事業の方向性を明確化し、事業の重点化と行政関与の適正化の推進を図るとともに、行政情報の積極的な提供により政策決定過程の透明性を確保し、行政への住民参画を積極的に進めることとします。

基本的な取組方針

1) 抜本的な経営体質の強化

厳しい経済情勢の中、本町の財政状況も例外ではなく、行政サービスの低下を招かぬよう行財政改革を不断に推し進める必要があります。この認識を職員と住民が共有して、一刻も早い健全な財政運営を実現していくために、財政構造の健全化、行政コストの徹底した削減はもとより、地域住民や民間等との役割分担など、行政の新たな仕組みづくりに取り組むこととします。

2) 官民協働による適正な行政サービスの提供

住民の価値観が多様化する中で、複雑多岐にわたる住民ニーズへの対応を進めてきた結果、直営を基本としてきたこれまでの行政運営において、組織が肥大化する結果を招きました。

限られた財源と人材により、可能な限り住民ニーズに応えていくために、事務事業の効率、効果等を十分検証し、民間委託等も視野に入れながら、住民の視点に立った行政サービスの提供を目指すこととします。

3) 集中改革プランとの整合

太子町新行政改革大綱（第4次）及び同実施計画の進行管理にあたっては、現在取り組みを進めている「太子町集中改革プラン（平成17～21年度）」との整合を図りつつ、取り組むこととします。

計画期間

この太子町新行政改革大綱（第4次）及び同実施計画の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5か年とします。

推進体制

太子町新行政改革大綱(第4次)及び同実施計画の進行管理にあたっては、庁内組織である太子町行財政改革推進本部（本部長 町長）を中心として、全職員一丸となって推進を図ることとします。

取組事項

1 事務事業の見直し

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、事務事業について不断の見直しを進め、緊急性等から優先順位を明確にし、効率的な事業展開を図ります。

また住民サービスの向上の観点から事務執行の迅速化、効率化を図るとともに、個人情報の取扱いに留意しつつ、ＩＴの進展に対応した行政の情報化を進めます。

〔主な改革項目〕

1) 事務の改善と効率化

- (1) 行政施策の妥当性や有効性、効率性の評価を行う行政評価システムを導入し、事務事業の恒常的な見直しを行います。
- (2) 入札制度について、常に透明性を高める改善を行うとともに、電子入札制度等の検討を行います。

2) 住民サービスの向上

- (1) 窓口サービスのあり方や各種証明書の自動交付機等による多様な発行方法について検討を行います。
- (2) コンビニ収納やクレジットカードによる公共料金の収納により利便性を高める方法について検討を行います。

3) 電子自治体の推進

- (1) ＩＴを利用した各種申請手続きや施設予約等を電子化し、住民サービスの向上を図ります。
- (2) 地図情報システムによる情報の共有化を推進するとともに、会議録システム導入の検討を行い、事務の効率化を進めます。

2 財政基盤の強化

事務事業の全般的な見直しを行い、経費削減を図るとともに、より一層自主財源の確保に努め、限られた財源で最大の効果をあげる適切かつ健全な財政運営を図ります。

〔主な改革項目〕

1) 自主財源の確保

- (1) 健全な財政運営を維持するために、都市計画税の導入をはじめとして、広告料収入等の新たな歳入の確保に向けて検討を行います。
- (2) 町税をはじめ、水道料金、下水道使用料、保育料等について、納付に対する意識啓発や滞納者への適切かつ厳正な対応に努めるとともに、徴収体制を強化し、徴収率の向上を図ります。

2) 歳出の抑制

- (1) 総合計画における実施計画や財政計画を適宜見直し、また、特別会計等と連結したバランスシート、行政コスト計算書等を作成し、実態に即した財政状況を把握するとともにその内容の公表を進め、健全な財政運営に努めます。
- (2) 町単独事業について効果を検証して見直しを図るとともに、補助金等の定期的な見直しを行い、効果的・効率的な事業展開を図ります。

3) 受益者負担の適正化

受益に見合った負担という公平性の観点から、使用料・手数料等の料金設定を定期的に検証して見直しを行うとともに、新たにこれまで無料であった家庭ごみについて、ごみの減量化とリサイクル推進の観点から、有料化の検討を進めます。

3 民間委託の推進

簡素で効率的な行財政運営を目指し、住民サービスの向上と経費削減を図るため、事務事業の外部委託や公の施設の管理運営について指定管理者制度を導入するなど民間活力の積極的な活用に努めます。

[主な改革項目]

1) 指定管理者制度の導入

本町の各施設について、外部業務委託や指定管理者制度の導入を推進するとともに、住民との協働による施設管理なども視野に入れ、行政運営の効率化を図ります。

2) 公共サービス改革の推進

公共サービス改革法(市場化テスト法)の対象事業についての研究を進め、事務事業の実施主体の在り方について検討します。

4 官民協働による開かれた行政運営の推進

住民が地域への愛着や誇りを持ち、住民主体のまちづくりが効果的に推進されるよう、行政の効率化はもとより、住民の英知とエネルギーを結集しながら、住民同士が協力し、行政と協働した新しいまちづくりシステムの確立を図るとともに、情報開示による透明性の向上を図ります。

[主な改革項目]

1) 行政情報の積極的な提供と広聴機能の充実

(1) 住民の行政参画・官民協働を推進するため、「広報たいし」やホームページなどを活用して、積極的で分かりやすい行政情報の提供に努めます。

(2) 住民の意見を聞く多様な手法を検討するとともに、いただいた意見に迅速に対応できるよう広聴機能の充実を図ります。

2) 住民との協働によるまちづくりの推進

自主的に行政活動に支援いただける団体や人材の育成を図るとともに、既存の住民団体等の連携の強化を図り、協働社会を推進していきます。

3) 行政運営の公正の確保と透明性の向上

行政手続の公正性、透明性及び迅速性を確保するため、全ての事務事業について、自治体を取り巻く諸環境や時代の変化に対応できるよう、審査基準の見直しを適宜行います。

5 行政体制の整備と基盤強化

新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応するため、常に組織・機構全般の総点検を行い、簡素で効率的な組織・機構づくりを行います。

また、職員の定員管理と給与の適正化を図るとともに、時代の変化に対応できる人材の育成や職員の能力開発を推進します。

〔主な改革項目〕

1) 組織機構の活性化と人材育成の推進

- (1) スクラップ＆ビルドの原則に基づき、当面する政策課題に対応できる簡素で効率的な組織の確立を目指し、適宜、組織等の見直しを行います。
- (2) 限られた人材で質の高い行政サービスを提供するため、人材育成計画に基づき、職員の資質向上と専門知識の習得に努めます。
- (3) 人事評価制度の導入により、職員個々の能力や適性を把握し、能力の向上や適材適所の人員配置等を推進して、行政効率を高めます。

2) 定員管理及び給与の適正化

- (1) 定員管理計画（平成 17 年からの 10 年間で 40 人削減）に基づき、適正な定員管理に努めます。
- (2) 優秀な人材を確保するため、採用試験方法の見直しや高度な知識や専門的ノウハウを持つ民間企業経験者等の採用を検討するとともに、行政責任の確保やサービス水準に留意しながら、職務の内容等に応じて、嘱託職員、アルバイト職員、任期付短時間勤務職員など多様な雇用形態の活用を図ります。
- (3) 国に準じた給与体系を基本として、財政状況や類似団体・近隣市町の状況等を考慮し、給与の適正化に努めます。

太子町新行政改革大綱（第４次）中の用語解説

用 語	用 語 の 解 説
会議録システム	音声を認識し、文字化する機器、システム。 一般的には、音声認識システムという。
官民協働	住民等と行政が相互の特性を認識し、尊重し合い、相互の資源を出し合い対等の立場で共通する目的の実現に向け、協力・協調し活動すること。
行政コスト計算書	人件費や委託費など、資産形成につながらない当該年度の行政サービス提供のために使われた支出と収入を対比したもの（どのようなサービスにどれだけのコストがかかっているかなど、行政コストの内容自体の分析を目的として作成される）。
行政評価システム	政策・施策・事務事業のそれぞれにおいて、行政活動を実施した結果、本来目指していた目的に対して、どれだけの成果が上がったのかを客観的に把握・評価し、その結果を次年度以降に反映させていく仕組み。
公共サービス改革法	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の略称で、「市場化テスト法」とも呼ばれている。これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととすることを目的として、必要な手続や措置等を定めた法律。
コンビニ収納	税等の町公金を、24時間営業も行われているコンビニエンスストアで収納できる制度（従来の金融機関など限られた収納窓口を拡大し、納付者の利便性を高めるもの）。
三位一体改革	国と地方公共団体に関する行財政システムに関する以下の３つの改革の総称。 国庫補助負担金の廃止・縮減 税財源の移譲 地方交付税の一体的な見直し
指定管理者制度	従来、公共施設の管理を公共的団体等に限定していた「管理委託」に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委任する制度（民間業者の参入も可）。

用 語	用 語 の 解 説
集中改革プラン	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（H17.3.29総務省）において、行政改革大綱に基づき具体的な取組みを集中的に実施するため、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの取組みを住民にわかりやすく明示した計画。
人事評価制度	職員の勤務の実績並びに執務に関連して見られた職員の性格・能力及び適性を記録して、これを職員の指導監督の有効指針とするとともに、人事異動その他、人事行政運営上の公正な基礎資料として活用し、職員の能率の発揮及び増進を図るもの。
スクラップ＆ビルドの原則	組織・事業の肥大化を防ぐため、部・課それぞれのレベルにおける組織・事業単位数を増やさないことを前提とした基本原則。組織・事業の新設の場合には、それに相当するだけの既存組織・事業を廃止しなくてはならないものとされている。
地図情報システム	デジタル化された地図（地形）データと統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを統合的に扱う情報システム（GIS＝地理情報システムともいう）。
地方分権	権力を中央官庁に集中させずに、地方自治体等に広く分散させること。
電子入札	建設工事の発注見通しの公表、入札公告、入札の実施を、インターネットを介して行うこと。
都市計画税	都市計画事業（道路・公園事業など）または土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的として課税されるもの（課税対象とされる資産は、市街化区域内に所在する土地及び家屋）。
任期付短時間勤務職員	一定期間内に業務量の増加が認められる場合等に限り、1年を超え3年を超えない任期で採用され、短時間勤務を行う職員。
バランスシート	財務諸表の一つで貸借対照表のこと（略称 B/S）。ある一定時点における資産、負債、資本の状態を表すために複式簿記と呼ばれる手法により作成される。